

健康保険審査評価院の未来ビジョン

신영석(シンヤンソク)副院長
韓国保健社会研究員



1. 前書き

健保審査評価院が胎動してから12年が経過した。'医療保険連合会'業務の中の診療費審査機能を承継し、療養給与の適正性評価機能を新設して今日に至っている。療養給与費用に対する審査及び療養給与の適正性に対する評価に係わる基準開発、調査研究、国際協力など多様な業務も遂行中である。最近、外国でも審査院の審査能力をベンチマーキングするための努力が聞かれる。審査院が日々発展している姿の反証と言えるようである。

このように審査院は飛躍的に発展しているが、今後の審査院の役割及び責務は決して容易なものではない。本稿では今後の健保関連環境の変化を見通し、審査評価院の未来ビジョン及び課題を論議してみる。

2. 健保関連環境変化

健保は老人人口比増などの人口構成の変化、所得水準の変化による医療ニーズの様態変化、環境及び食生活変化などによる疾患様態の変化、技術発達による診療環境の変化、財政能力による政策環境変化などによって影響を受けているように見られる。

第一、老人人口の増加など人口構成の変化は、健保に直接的な影響を及ぼすことになる。老人人口比重は2000年7%(高齢化社会)に到達して以来、常に上昇しており、2012年11%、2017年14%(高齢社会)、2026年20%(超高齢社会)に達すると見込まれている。一方雇用不安定、結婚及び子女養育による経済的負担、職と家庭両立の限界などで約1.2程度に留まっている合計出生率は、短期間に改善できる状態にはない。低出産・高齢化は生産人口の減少をもたらすことになり社会統合に否定的な影響をもたらす恐れがある。高齢人口の増加は慢性疾患及び国民医療費の急増を引き起こして、健保財政に脅威要因となって作用する。2011年基準で10.52%の老人人口が、全健保給与費の34.13%を消費し、老人1人当り診療費も(296万6千ウォン)で、全体平均診療費の(93万7千ウォン)に比べて3.16程度高い状態である。

第二、国民1人当り国民所得が20,000ドルを越すことで国民の健康欲求がさらに増進されると予想される。同時に保健医療サービスの品質向上に対する期待水準が向上して、多様な形態の新しい保健医療サービス欲求を形成することであろう。すなわち医療の質管理問題が頭をもたげることが予想される。今までは、医療への接近性の改善に主眼点が与えられてきたが、所得水準増加とともに国民は今後、今より進歩した医療の質を要求することが予想される。医療の質は費用と相反関係に置かれている。適正な費用内枠で医療の質が管理できる方案に対する論議が熱くなるだろう。

第三、生活習慣の西歐化、高齢化などで持続的な管理が必要な高血圧、糖尿病など慢性疾患が急激に増加してこれによる社会的費用が急増するであろう。したがって飲酒、喫煙、肥満などに対する個人と社会の責任強化、疾病要因の事前発見、生活習慣の改善など予防及び管理に対する政策的要求が増加することが見込まれる。またストレス、鬱病、インターネット中毒など精神健康分野、新種伝染病、気候変化で発生する問題など新しい保健医療需要が増加することが予想される。

第四、国民医療費が持続的に増加するはずで健保も財政の不安のため長期の脅威を受けることに予測される。我が国の GDP 対比国民医療費比重の平均増加率がOECD平均より2倍以上早く進行している。健保給与費は2000年代に入って年平均11%以上、急速に膨脹している。一方収入の拡充は限界があつて、もう財政健全性に赤い火が入って来た状態で今後も制度改善がない限り財政悪化が深くなることが予測される。

3. 審評院の今後の課題

審評院の役目及び今後の姿を述べる。最小限の質を担保する状態で費用をどのように最小化するか？与えられた費用でどのように質を最大化するか。すなわち質と費用が今後の健康保険の鍵になるだろう。審評院の強点は質にあるように見える。審査評価院は今まで審査に焦点を合わせて来た。

審査に関しては、もはや世界最高水準で到達し、外国でも輸入するほどの水準に至った。今後はこれ以上審査に余力を浪費しないことである。審査が今よりさらに精巧になれば、供給者の道徳的な緩みを減らすことはできるだろうが、供給者との不必要なトラブルがさらに発生し、それは互いの信頼に損傷を与えることになり、便益よりもコストの上昇をもたらす。審査は科学化された技法を取り入れ、警察効果を極大化する方向に転換することと判断される。審査及び現地調査を通じて不当行為が発見された場合は免許剥奪、退出など処罰強化をさらに高めて警察効果を極大化する方向に制度化することが効率的だろう。審査に対する力量投入を減らし、評価にパワーを集中する必要がある。従来でも審評院は評価に傾注しているが、さらに早い速度で評価に力量を集中しなければならないように見える。評価結果を国民に提供して、療養機関にも保障の差別化を実施しなければならない。国民の知る権利を伸びさせて医療サービスの価値を極大化する方向に審評院の力量を再分配しなければならない。審評院の評価機能を通じて費用に対する医療の質を高めることで今後の我が国の国民全体の健康水準がさらに高い水準に跳躍することを希望する。